

令和7年度高槻市定住促進プロモーション業務 仕様書

本仕様書は、発注者 高槻市（以下「甲」という。）における「令和7年度高槻市定住促進プロモーション業務」に関し、受注者（以下「乙」という。）が遵守しなければならない業務の仕様を定める。

1 業務概要

(1) 業務の目的

甲は、「高槻市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、20歳代～30歳代の夫婦世帯（DINKS、新婚夫婦）を主なターゲットとした定住促進プロモーション「MY LIFE, MORE LIFE.」に取り組み、令和4年度まで主に関西圏を中心に、交通広告やインターネット広告、動画配信、職員によるPR活動等を実施してきた。

令和5年度からは、東京圏を重点エリアに設定し、東京圏から関西圏に就職・転勤する人をターゲットとした取組を進めており、令和6年度は、東京圏へのプロモーションを強化するため、ターゲット層に対し、影響力・発信力がある本市出身のシンガーソングライター・有華氏を「高槻市定住促進アンバサダー（以下、「アンバサダー」という。）」に起用し、新キャッチコピー「Living with（「期待と不安を抱えて迎える新生活を、共に寄り添い、前向きに後押しする高槻」を表現）」のもと、関西圏はもとより、重点エリアである東京圏へのプロモーションを強力に展開した。令和7年度においても引き続きアンバサダーを活用した取組を推進することとしている。

本業務は、本市定住促進プロモーション業務の新たな取組を企画立案し実施することで、本市の認知度向上、良好な都市イメージの定着及びシビックプライドの醸成を図ることによって、定住人口の増加に資することを目的とする。

(2) 業務名称

令和7年度高槻市定住促進プロモーション業務

(3) 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

(4) 履行場所

東京圏（東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県）、高槻市及び近郊各所

2 業務の内容

令和7年度高槻市定住促進プロモーション業務の取組を以下のとおり企画立案し、各業務の実施にあたっては、甲及びアンバサダーの所属事務所と綿密な連携を図りながら進めること。なお、プロモーションの主な対象は20歳代～30歳代の若年世帯とし、特に東京圏については、関西圏に就職・転勤する人とすること。

また、企画については、本市の認知度向上や良好な都市イメージの定着及びシビックプライドの醸成を図る内容とすること。

- (1) たかつきウェルカムサイト（定住促進・特設サイト）のリニューアル、更新・拡充及び保守
 - ・定住促進プロモーションの新キャッチコピー「Living with」のコンセプトやプロモーションのターゲット層を踏まえ、良好な都市イメージの定着につながるサイトデザインや内容にリニューアルすること（ウェブアクセシビリティに配慮すること）
 - ・サイトのコンセプトに合致し、ターゲット層と同年代の撮影モデルを起用すること
 - ・既存コンテンツの見直しや新規コンテンツの追加を行うこと（既存コンテンツ「高槻で暮らす」の内容は活用すること）
 - ・アンバサダーのインタビューページを企画し、追加すること
 - ・掲載内容に関する軽微な更新について、甲が指示する都度対応を行うこと（10回程度）
- (2) たかつきウェルカムガイド（PRパンフレット）等のデザイン作成
 - ・2-(1)で作成したサイトのデザイン、内容に基づき、本市職員が集客イベント等で配布するパンフレット（A4判、20ページ程度）の印刷用データを作成すること
 - ・アンバサダーのインタビューページ（見開き2ページ）を含めること
 - ・紙の仕様も含め、ターゲットへの訴求力が高い内容とすること
 - ・2-(1)及び(2)で作成したサイトとPRパンフレットのデザイン、内容に基づき、アンバサダーを活用したポスター（B2縦）の印刷用データを作成すること
- (3) プロモーション動画「ミラクル」を活用した広告展開

「令和6年度高槻市定住促進プロモーション業務」で制作した動画及びその素材を活用し、以下の広告を最適な時期に、より効果の高い媒体を選定して実施すること。なお、広告の実施にあたり、必要に応じて動画の再編集（テロップの変更、フォーマットの変換、尺の調整等）や広告バナー等の意匠作成を行うこと（費用は委託料に含む）

 - ① OOH広告（音声付き）の掲出
 - ・ターゲット層に効果的に訴求できる音声付きの広告媒体に掲出すること
 - ・掲出地域は東京圏とすること
 - ② 映画CM（シネアド）の掲出
 - ・関西圏内の映画館において、映画CM（シネアド）を実施すること
 - ③ インターネット広告の配信
 - ・たかつきウェルカムサイトへ誘引するインターネット広告（DSP広告、リスティング広告、リターゲティング広告等）を掲出し、サイトアクセス数の増加を図ること（PV数145,000以上）
 - ・配信地域は東京圏と関西圏とすること

④ その他広告の掲出

- ・その他、交通広告など東京圏のターゲット層に効果的に訴求できる媒体を活用した広告を展開すること

(4) SNSキャンペーンの実施

- ・プロモーションソング「ミラクル」を使用した効果的なSNSキャンペーンを企画し、実施すること
- ・実施にあたっては、本市公式 TikTok (@takatsukicity_official) や公式 Instagram (takatsukicity_official) を活用すること

(5) 事業報告書の提出

- ・実施した事業の内容、定量的な成果指標による効果検証、問題点とその解決の方途、今後の事業展開等を客観的に記載した報告書（様式問わず）を作成し提出すること
- ・個別のプロモーション活動に対するウェルカムサイトへの反応等を分析し、記載すること

(6) 自由提案

- ・本仕様書に記載がない取組について、積極的に提案すること

3 成 果 物

- ・事業報告書 紙媒体 1部（A4、一部カラー）、電子データ
- ・制作物 納品の形式、方法等については甲と調整すること。

4 その他留意事項

(1) 事業の実施状況の報告

乙は、契約締結後、甲の要求に応じて事業の進捗状況を書面により提出するとともに、定期的に以後の進め方について協議を行うこと。

(2) 成果物等に関する事項

甲が当該事業に基づきコンテンツ等の作成を依頼したものに係る著作権は、甲に帰属するものとし、成果物、成果物に使用した写真、映像、絵、図等は契約終了後も甲が無償で制作者の承諾なしに使用できるものとする。

(3) 著作権・著作隣接権などの使用許諾

画像や映像、出版物の利用に関し、著作権処理が必要の無い素材、あるいは必要な処理手続きを行った素材を利用すること。

(4) 市が行うPR活動への協力

甲が行う当該業務に関連するPR活動（各種イベントでのPRブース出展、北摂記者クラブへのプレスリリース、J:COM高槻への出演等）について、可能な範囲において柔軟に協力すること。

(5) 特記事項

- ・事業実施にあたっては、必ず事前に甲と協議すること。

- ・ 関係企業、団体等との調整等を行う場合は、甲と相談のうえ、乙の責任において行うこと。
- ・ その他仕様書に記載されない事項については、双方が誠意をもって協議するものとする。